平成２４年（フ）第４２６号
愛知県海部郡飛島村服岡４丁目１番地１　医療法人良斉会介護老人保健施設ヴィラとびしま、住民票上の住所愛知県弥富市平島町喜右味名50番地１　伊藤住宅15号
債務者　珈琲屋こと　山田　高通
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚原　正典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２３号
長野市稲田２丁目２番26―105号
債務者　柳澤良男こと　全　　良男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
宮崎県日向市大字財光寺3270番地４
債務者　黒木　智之
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７７号
埼玉県深谷市桜ケ丘157番地
債務者　関輪　晴男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅見　雅士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４号
盛岡市夕顔瀬町14番17―807号、旧住所大阪府堺市北区大豆塚町２丁12番地２
債務者　道又　鉄人
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２１号
京都府京丹後市網野町網野176番地の12
債務者　吉岡　　威
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第４５号
広島県三原市宮浦４丁目３番地の16　プレジールＫ－Ａ101号室、住民票上の住所広島県三原市皆実１丁目３番20号
債務者　三原商事こと　村上　龍男
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　則利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
北九州市小倉北区浅野２丁目15番１―323号
債務者　木﨑永遠美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
北海道江別市文京台南町16番地の30
債務者　深田　正俊
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１５６号
横浜市西区浅間町２―105―１　アムールヨコハマ302号、住民票上の住所横浜市金沢区西柴２丁目31番Ｆ―108号
債務者　田邉　正義
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
釧路市駒場町９番７号
債務者　久慈　信次
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第９８号
釧路市駒場町９番７号
債務者　久慈　清美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後４時35分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７２０号
埼玉県南埼玉郡白岡町西４丁目16番22
債務者　小野塚清志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松苗　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
富山県高岡市上関町２番27号
債務者　長谷　康弘
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７６号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番30―405号
債務者　吉野みどり
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５６号
札幌市白石区北郷４条９丁目１番25号　第１日野サルーン５号
債務者　金子　洋一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９２号
札幌市北区篠路３条８丁目10番３―106号
債務者　大越　秀昭
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部